

# 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案について

## 1. 改正の趣旨

- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正により、
  - ・ 介護福祉士の業務として喀痰吸引等（※）を位置付け、  
※ 喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）
  - ・ 介護職員等（※）が都道府県知事又は都道府県知事の登録を受けた研修機関（以下「登録研修機関」という。）において研修を修了し、都道府県知事の認定を受け、認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受け、喀痰吸引等を実施できることとなる。  
※ ヘルパー等の介護事業所の職員等その業務において喀痰吸引等を実施する者
- これに伴い、
  - ・ 対象とする喀痰吸引等の範囲
  - ・ 研修の内容
  - ・ 介護職員等に対する研修を行う登録研修機関の登録要件
  - ・ 喀痰吸引等を行う登録喀痰吸引等事業者等（以下「登録事業者」という。）の登録要件等の事項について、規定するもの。

## 2. 喀痰吸引等の範囲

以下のとおりとする。

- ・ 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
  - ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
- ※ ただし、介護福祉士（平成27年度の国家試験合格者以降に適用）については、養成課程または登録事業者において実地研修を修了した行為のみ。介護職員等については、研修の課程に応じて実地研修を修了した行為のみ。

## 3. 研修の内容について

### （1）介護福祉士の養成課程

（※平成28年1月の国家試験受験予定者の養成課程から適用）

- ・ 基本研修（講義50時間＋各行為の演習を基本とする）を養成課程において実施  
※ また、養成課程の介護実習において、可能な限り喀痰吸引及び経管栄養に関する見学・実地研修を行う
- ・ 登録事業者において実地研修を実施  
※ 実地研修は、必要な行為ごとに実施することができる。実地研修を受けていない行為を介護福祉士に行わせてはならない。なお、資格取得前に実地研修を修了している場合には、資格取得後の実地研修は不要。

(2) 介護職員等(※)の研修の類型(「認定証」の対象)

※ (1)による養成課程修了以前の介護福祉士を含む。

業務の必要性に応じ、以下の3類型を設ける。

① 喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型

- ・ 基本研修(講義50時間+各行為のシミュレーター演習)と対象行為すべての実地研修を実施

② 喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)

を行う類型 ※ 気管カニューレ内の喀痰吸引と経鼻経管栄養を除いたもの

- ・ 基本研修(講義50時間+各行為のシミュレーター演習)と実地研修(気管カニューレ内の喀痰吸引と経鼻経管栄養を除く。)を実施

③ 実地研修を重視した類型

※ 実地研修を行った特定の利用者にものみ、必要な行為について実施可能。

基本研修(9時間(※))と特定の者に対する必要な行為についての実地研修を実施

※ 重度訪問介護従事者養成研修と併せて行くと20.5時間

4. 登録研修機関の登録要件・研修の実施方法

○ 3(2)のいずれかの研修を実施すること。

※ 基本研修(講義+各行為の演習)及び医師の指示の下、看護師、保健師又は助産師の指導の下に行う実地研修。

○ 喀痰吸引等の実務に関する科目について、医師、看護師、保健師又は助産師が講師となること

○ 研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること

○ 研修に必要な器具等を確保していること

○ 安全管理体制等以下の研修に関する事項を定めた業務規程を定めること

- ・ 研修の場所、実施方法・安全管理体制 ・ 料金・受付方法
- ・ 業務上知り得た秘密の保持 ・ 業務に関する書類の保存等

○ 研修の各段階毎に習得の程度を審査すること

※ 筆記試験及びプロセス評価

○ 他の類型の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること

※ 3(2)の研修類型②を修了した者が研修類型①を受講する場合や経過措置により一部の行為の実施が認められている者を想定。

○ 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告

○ 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存

※ 法附則第18条に都道府県による登録研修機関に対する報告徴収等の規定が規定されており、登録要件を満たしていない場合には、登録の取り消し等の対象となり得る。

## 5. 登録事業所の要件について

### (1) 医療関係者との連携に関する事項

- 介護職員等による喀痰吸引等が可能かどうかについての医師の文書による指示
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担（心身の状況に関する情報の共有、看護職員による定期的な状態の確認等）
  - ※ 施設の場合は、配置医や配置看護師等の関与を業務方法書等により担保し、在宅の場合は、介護職員から看護職員への日常的な連絡・相談・報告等についての取り決めの文書化など、在宅医療機関や訪問看護事業所との連携体制を構築することを想定。試行事業の内容を踏まえたマニュアルをそれぞれの類型に応じて整備する予定。
- 緊急時に適切に対応できる体制（状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備等）
- 個々の対象者の状況に応じ、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書の作成
- 喀痰吸引等の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
- 業務の手順等を記載した業務方法書の作成

### (2) その他の安全確保措置等

- 医師、看護師等の医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保、研修の実施
  - ※ 施設においては、施設長の下に医療関係者を含めた委員会を設置。在宅の場合には、利用者毎に医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護事業所等との連携による安全確保体制の整備。
  - ※ ヒヤリ・ハット事例の蓄積及び分析体制を含む。ヒヤリ・ハットの報告事例及び報告様式を作成。
- 必要な備品等の確保
- 器具の衛生的な管理等の感染症予防の措置
- 計画書の内容についての対象者本人や家族への説明と同意、業務上知り得た秘密の保持
- 実地研修未実施の介護福祉士に対する実地研修の実施（実地研修の内容は、登録研修機関と同様。）
  - ※ 実地研修を修了した旨の証明書を登録事業所が発行し、その受講履歴を国又は指定登録機関において確認・管理。
- 実地研修を受けていない行為を介護福祉士に行わせてはならない。
- 各登録事業所の業務に応じた実践的な研修の実施

※ 上記のほか、法第 48 条の 5 第 1 項第 2 号「喀痰吸引等に関する記録が整備されていること」も要件として規定。

### (3) その他

- 医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実している場合（※）として病院及び診療所を規定する。
  - ※ 法第 48 条の 5 第 1 項第 3 号の規定により登録の対象とならない。

※ 法第 48 条の 9 に都道府県による登録事業者に対する報告徴収等の規定が規定されており、登録要件を満たしていない場合には、登録の取り消し等の対象となり得る。

## 6. その他

### (1) 登録研修機関及び登録事業所の登録手続き

- 登録申請は、申請者の名称、所在地等を記載した申請書に定款等の必要書類、欠格条項に該当しないことを誓約する書類、登録基準を満たすことを証する書類等を添付して都道府県知事に行うこと。
- その他、登録事項の変更等の際に必要な手続きについて定める。

### (2) 認定証

- 認定証には、従事者の氏名、生年月日、実施することができる行為の種類等の必要事項を記載すること。
- 認定証の交付申請は、申請者の氏名、生年月日等の必要事項に登録研修機関の研修修了を証する書類等を添付して行うこと。
- 都道府県知事が認定証の交付事務の委託を行う場合には、委託する事務の内容や期間その他の必要事項を記載した委託契約書を作成して行うこと。

### (3) 経過措置の認定手続き

- 改正法の施行の際に、現に喀痰吸引等を行っている者が認定証の交付を受ける手続きとして、認定特定行為業務従事者の受ける研修に相当する研修を受ける等必要な知識及び技能を有していることを証明する書類を提出し、都道府県知事の認定を受けるものとする。

### (4) 施行日等

- この省令の施行日は、平成 24 年 4 月 1 日とする。
- 省令の施行に必要な経過措置を規定する。

別添：基本研修の内容

(1) 介護福祉士及び3の(2)①及び②の研修関係

○ 基本研修の講義

科目	時間数
人間と社会	1.5時間
保健医療制度とチーム医療	2.0時間
安全な療養生活	4.0時間
清潔保持と感染予防	2.5時間
健康状態の把握	3.0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	11.0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	8.0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10.0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8.0時間
合計講義時間数	50.0時間

○ 基本研修の演習（シミュレーター）

口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う。

○ 実地研修

口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※ 3(2)①の類型については、上記のすべての実地研修を実施。3(2)②の類型については、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養以外の研修を実施。介護福祉士については、必要な行為について登録事業所において実地研修を行う。人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。

※ 講義については、試験により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については、プロセスの評価を行う。

(2) 3の(2)③の研修関係

○ 基本研修（講義及び演習）

科 目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2.0時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	6.0時間
喀痰吸引等に関する演習	1.0時間

※ 演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、実地研修の序盤において、実際に利用者の自宅において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施する。

○ 実地研修

口腔内の喀痰吸引	指導看護師による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

※ 講義については、試験により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については、プロセスの評価を行う。